

「関西みらい銀行DAY」開催記念 関西みらい銀行公式Instagramキャンペーン 応募規約

株式会社関西みらい銀行(以下、当社)が運営する公式Instagramキャンペーンに応募いただく方は、本規約および「[ソーシャルメディア利用規約](#)」をお読みいただき、ご応募をお願いいたします。

<応募期間>

2026年6月19日(金)9:00~7月10日(金)23:59

※やむを得ない事情により、応募期間は予告なく変更となることがあります。

<応募方法>

下記①~③をすべて満たしていることが応募条件となります。

- ① 当社公式Instagram(@kansaimirai_official)をフォロー
- ② 本キャンペーン告知投稿に「いいね」
- ③ 応募フォームよりエントリー

<応募資格>

下記の条件をすべて満たす方とさせていただきます。

- 日本にお住まいの個人の方
- ご自身のInstagramアカウントを保有されている方
- 本規約および「ソーシャルメディア利用規約」に同意された方

<抽選・発表>

- 応募期間終了後、厳正なる抽選のうえ当選者を決定いたします。
- 当選された方には、メールで当社(@kansaimirai_bank.co.jp)から、その後のご案内をお送りいたします。(7月31日(金)以降にご連絡をいたします)
- 当選者の方へのみご連絡をいたします。当選結果のお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。
- 連絡後、当社が定める一定期間内に、ご連絡がとれない場合は当選が無効となります。
- 当選後イベントを実施する8月30日(日)まで、①当社公式Instagram(@kansaimirai_official)をフォロー、②本キャンペーン告知投稿に「いいね」を継続いただけない場合には、当選が無効となる場合があります。
- ご入力いただく必要事項に不備(不足・誤記載など)がある場合や、個人情報の変更があったにもかかわらず、通知がなかった場合は、権利が消滅いたしますのでご注意ください。
- 当選で獲得された権利は、第三者に譲渡することはできません。

<個人情報の取り扱い>

本キャンペーンを通してご提供いただいた個人情報は、当社が厳重に管理し、当選の通知およびイベント当日のご本人確認に利用させていただきます。

また、当社のサービス向上のため、個人を特定しない形での統計データとして利用させていただきます。

個人情報を応募者ご本人の同意なしに第三者提供することはありません。

ただし、法令に基づいて開示請求された場合はこの限りではありません。

<注意事項>

- 当選後、詳細・注意事項等については、別途当社より当選者ご本人にご案内させていただきます。
- 当選の権利は応募者ご本人のみ有効となります。譲渡、変更、換金、重複当選はできません。
- 本キャンペーンはMeta社とは無関係で、当社が主催するものです。
- 関連団体へのお問合せはご遠慮ください。
- イベントが不測の事態で開催されない場合には、本キャンペーンについても中止とさせていただきます。
- キャンペーンに応募される場合に必要な通信料等は、すべて応募者ご自身の負担となります。
- アカウントの凍結、削除、Instagramのユーザー名の変更等の理由によりアカウントの確認ができない場合は応募を無効とさせていただきます。
- キャンペーンへの参加について応募者に何らかの損害が生じた場合、当社の故意または重過失に起因するものを除き、当社はその責任を一切負いません。
- 本キャンペーンは一般消費者を対象とするものであり、営利目的の応募、暴力団関係者等、当社が参加者として不適当と判断した場合には、本キャンペーンに応募する権利は無効となります。

<イベントに関する注意事項>

- 参加者がお持ちのスマートフォンやカメラにて撮影いたしますので、当日必ずご持参ください。
- 写真撮影会となりますので、サインや握手を求める行為等は禁止させていただきます。
- イベントには当選された方のみ参加できます。保護者さまの同伴はできませんのでご了承ください。
- 当日の試合観戦チケットはご用意しておりません。イベント後の試合をご観戦されたい方は参加者ご自身でご準備ください。
- イベント参加に伴う交通費・宿泊費などは参加者ご自身でご負担ください。
- 当日、球団SNSや他メディアにて当イベントの様子が掲載・放送される場合がございます。予めご了承ください。また、球団公式メディアにて掲載・放送される場合は一定期間、アーカイブとして保存される場合がございます。

<準拠法・合意管轄裁判所>

- 本規約は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。
- 本キャンペーンに関して訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上